

人と自然が輝くまち

広報

たてしな

2025. 12

[令和7年]

No.622

～ 人と自然が輝く町 ～



立科町合併70周年記念式典・記念講演会



立科町合併70周年記念式典

Index

防犯対策品の購入費用を一部補助します.....	P4
年末年始の業務について.....	P5
難病治療者の皆さんに通院費補助のお知らせ.....	P7
寝たきり高齢者等の紙おむつ購入費を補助します.....	P9
立科町 合併70周年記念式典・記念講演会を開催しました.....	P19
令和7年度全国学力調査・学習状況調査の結果および考察.....	P22



立科町マスコットキャラクター
「しいなちゃん」



立科町合併70周年

交通安全

年末の交通安全運動

期間

12月15日(月)～31日(水)

スローガン

信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道

目的

年末を迎え、夕暮れから夜間の事故や飲酒運転等の増加が懸念されることから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故の防止を図ることを目的とします。

運動の重点

【夕暮れ時と夜間交通事故防止】

- ・「まだ明るいかな」と思っても、安全確保のため薄暗くなる前に、早めのライト点灯を心掛けましょう。
- ・先行車や対向車がないときはライトをハイビームに切り替え、歩行者等をいち早く発見しましょう。
- ・歩行者は、明るい色の服を着たり、夜光反射材などの光るものを身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。



【高齢者の交通事故防止】

- ・年齢を重ねるにつれて視野、反射神経等の身体機能が変化します。ハンドル・アクセル・ブレーキの確実な操作



とていねいな安全確認をしましょう。

- ・運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口（#8080）などに相談したり、安全運転サポート車（サポカー）への乗り換えや安全運転支援機能の後付けを検討しましょう。

【自転車・特定小型原動機付自転車の

交通ルールの遵守とヘルメット着用の促進】

- ・自転車は車両です。原則、車道の左側を通行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- ・交差点では一時停止や徐行をして左右の安全確認を確実に行いましょう。
- ・令和8年4月から自転車への交通反則通告制度が施行されます。ルールを守りましょう。
- ・自転車の「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。
- ・自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時は、命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

【飲酒運転の根絶】

- ・飲酒運転は重大事故の原因となり、多くの人の人生を台無しにします。飲酒運転を絶対しない、させない、許さない環境を作りましょう。
- ・飲酒の後には、公共交通機関やハンドルキーパー等で安全に帰宅しましょう。

制度紹介

☆立科町では、「自転車用ヘルメット購入補助金制度」「運転免許自主返納者支援制度」があります。詳しくはホームページをご覧ください。総務課庶務係までお問い合わせください。



令和8年度償却資産(固定資産税)申告のお願い

税務係

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における資産の状況について、1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないことになっています。

※固定資産税の課税客体である償却資産とは、営利目的等に係わらず反復・継続的に行うこと＝事業を行ううで使用(利用)している土地・家屋以外の大型特殊自動車や太陽光発電設備などの「事業用有形固定資産」をいいます。

○令和7年度の償却資産を申告された人、令和7年度中に事業を始めた人は申告をしてください。

(昨年度申告された方へは、12月中旬に申告書を送付しております。)

○申告書の提出期限

申告期限は令和8年1月30日(金)です。

申告書類に必要な事項をご記入のうえ、お早めに提出してください。



●お問合せ●総務課 税務係 電話 0267-88-8402

税務係

土地の地目変更、 建物の新増築等をした皆さんへ

固定資産税は、土地・家屋等の固定資産を所有している者に対して、1月1日現在の状況により課税されます。

次の項目に該当する場合は、税務係まで届出等をお願いします。

土地の地目変更や 用途変更をした場合

住宅地から住宅地以外に用途変更した場合、または住宅地以外の工場・倉庫等から住宅地に用途変更した場合には、長野地方税務局佐久支局での地目変更登記と、税務係に申告してください。

(参考)

土地の地目を変更した場合は、不動産登記法により「その変更があった時から1か月以内に、地目の変更登記を行わなければならない。」と定められています。

長野地方税務局佐久支局 電話0267(67)2272で登記手続きを行ってください。

建物を新築・増築、 または取り壊した場合

建物を新築・増築した時はその翌年から課税の対象となり、取り壊した時はその翌年から課税されなくなります。

すでに届出いただいたもの、または税務係職員による家屋調査が済んだものを除き、本年中に建物を新築・増築した場合、または建物を取り壊した場合はご連絡をお願いします。取壊しの場合は建物全体であるか一部であるかは問いません。

次のような場合には、その都度届出をお願いします。

- ・建物を新築・増築した(建物の面積が増えた)
- ・建物を取り壊した(面積が減った)
- ・未登記の建物を売買・贈与・相続した

●お問合せ

総務課 税務係

電話0267-88-8402

防犯対策品の購入費用を一部補助します

庶務係

不法に家屋に侵入する窃盗犯罪等を未然に防止することを目的に、令和7年4月1日以降に防犯対策を自己が居住する個人住宅に実施した方に費用の一部を助成します。

○対象者 次の要件をすべて満たす人

- ①立科町に住民登録があり、現に住民登録されている住所に居住している人
- ②世帯全員の町税等に滞納がない人

○補助対象 令和7年4月1日以降に実施した防犯対策が対象です。(1つの住宅に対し1回の補助)

- ①屋外防犯カメラの設置
- ②防犯フィルムの取付け
- ③防犯ガラスの取付け
- ④屋外人感センサーライトの設置
- ⑤防犯性の高い錠または補助錠の取付け

※ただし、屋外防犯カメラの設置については、次の要件を満たすもの。

- ・設置場所が住宅の敷地内であること
- ・撮影範囲が住宅の敷地内であること
- ・やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者に事前に説明を行い、必ず同意を得ていること(申請時に同意書を提出のこと)

○補助額 補助対象事業の額の1/2(上限1万円)

※1,000円未満切り捨て

○申請に必要なもの

- ・申請書(立科町防犯対策補助金交付申請書兼請求書)
- ・購入(工事)したことが証明できる領収書等
- ・補助対象事業の実施内容(設置・取付けたこと)がわかる写真

○申請窓口 申請に必要なものをご持参のうえ、総務課庶務係にお越しください。

申請書は窓口にあります。事前に記入される人は町のホームページからダウンロードしてください。



町議会12月定例会のお知らせ



12月定例会日程(予定)

- 12月 2日(火) 本会議(提案説明)
- 3日(水) 本会議(議案質疑・委員会付託)
- 4日(木) 本会議(一般質問)
- 8日(月) 本会議(一般質問)
- 9日(火) 社会文教建設常任委員会
- 10日(水) 総務経済常任委員会
- 12日(金) 本会議(委員長報告・討論・採決)

議会事務局

12月31日(水)まで!

商品券のご利用はお済みですか?



たてしな応援商品券の利用期限が12月31日(水)にせまっています。まだ使い残しがあるみなさんは有効期間内にお使いください。年末は休業される取扱店がありますのでご注意ください。

最新の取扱店情報は、立科町商工会ホームページまたは商工会窓口でご確認ください。

<https://r.goope.jp/tatesina/free/shyohinken>



たてしな応援商品券 取扱店
HP QRコード(立科町商工会)

※取扱店の年末休業については各取扱店にご確認ください。

年末年始の業務について

年末年始の業務について、次のとおり休業および業務時間を変更します。
皆様のご理解とご協力をお願いします

社会体育・社会教育施設等

次のとおり休館します。

- ・中央公民館
- ・人権センター
- ・権現山運動公園の全体育施設
- ・ふるさと交流館「芦田宿」

休館日 12月27日(土)～1月4日(日)

◎社会教育人権政策係

◎地域振興係

権現の湯

次のとおり営業します。

【令和7年】

- ・12月30日(火)まで通常営業
- ・12月31日(水)午前10時～午後7時(最終受付午後6時30分)

【令和8年】

- ・1月1日(木)～2日(金)午前10時～午後7時(最終受付午後6時30分)
- ・1月3日(土)から通常営業、次回休館日 1月8日(月)

食事処「権現亭」

- ・12月31日(水)～1月2日(金)までの間、午前11時から午後3時まで
(ラストオーダー午後2時30分)

◎温泉係

ごみ収集日程

立科町環境衛生カレンダーのとおり、年内の収集は12月26日(金)可燃物の収集で終了します。**1月の収集は1月5日(月)可燃ごみの収集から開始**します。

また、個人持ち込みの受け入れについては、次の表のとおりとなります。ご不明な点等ございましたら生活環境係(0267-88-8411)までお問合せください。

品 目	個人持ち込み受入れ先	年内の受入れ終了日	年始の受入れ開始日
ガラス・陶磁器類	川西粗大ごみ処分場	12月26日(金)	1月5日(月)
小型家電			
水銀使用の製品			
粗大ごみ			
容器包装プラスチック	(有)三井金属	12月26日(金)	1月5日(月)
その他資源ごみ	春山商店、(有)三井金属		

◎生活環境係

火葬場(佐久平斎場)

【休業日】

1月1日(木)

【火葬受付】

予約受付システムにて24時間予約可能です。
※1月1日は、ペット火葬等の電話対応はありません。

◎佐久平斎場 0267-88-8321

【死亡届受付】

◎立科町役場

午前8時30分～午後5時15分

※死亡届届出の際は、事前に業者等に仮予約を依頼してからお越しください。

たてしなスマイル交通

年末年始のため、運行日のうち、次のとおり運休します。

【幹線ルート】※運行日：平日

・12月31日(水)～1月2日(金) 全便運休

【西・南回り線】※運行日：月、水、金曜日

・12月29日(月)～1月2日(金) 全便運休

【シラカバ線】

・12月29日(月)～31日(水)、1月2日(金) 第1、11、12便運休

・1月1日(木) 土日祝日ダイヤで運行

※シラカバ線運行詳細については、立科町公式HPまたは「たてしなび」(暮らしの情報)でご確認ください。



一年でいちばん昼が短い日が「冬至」。生命の象徴である太陽の力が最も弱くなる日と考えられ、昔から元気に過ごす知恵が受け継がれています。食卓では「んゝ運」が重なる食材を食べると縁起が良いとされています。にんじん・だいこん・れんこん・なんきん（かぼちゃ）などが定番です。かぼちゃはβカロテンが豊富で、風邪予防にも心強い味方。やさしい甘さの「かぼちゃのいとこ煮」は、子どもから高齢の方まで食べやすい一品です。家族で季節の知恵を味わって、明日の元気をチャージしましょう。

「あずき缶を使って時短！かぼちゃのいとこ煮」

●材料4人分

- ・かぼちゃ……………300g
- ・ゆであずき缶（加糖）…200g
- ・しょうゆ……………小さじ2
- ・砂糖……………小さじ2
- ・塩……………少々
- ・水……………適宜

（かぼちゃが湯浸るくらい）

●作り方

- ①かぼちゃは種とわたを取り、一口大に切る。
- ②鍋に①を並べ、調味料と水を加える。ふたをし、柔らかくなるまで10分ほど煮る。
- ③あずき缶を加えて混ぜ合わせ、さっと煮る。味がなじんだら完成。



長野県小児救急電話相談（#8000）の受付時間が 拡大されました

長野県では、子ども（15歳未満）の急な病気やけがについて、保護者の方が応急処置の方法や、医療機関を受診すべきかの判断が難しいときに専門家に相談できる「長野県小児救急電話相談（#8000）」を行っています。

これまで、夜間のみの受付時間となっていましたが、11月1日（土）から、土日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は24時間相談ができる体制になりました。

2025年11月1日より 平日 午後7時～翌朝8時まで

土曜・祝日・年末年始 8時～翌朝8時

詳しくは、長野県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/shippei-kansen/sodan/shonikyukyu.html>)



わたしと健康

立科町にお住まいのみなさんに、「わたしと健康」をテーマに4つの質問に回答いただきました。

今月は二川ふみさんです。二川ふみさん、透さんご夫婦は食の「育てる」、「作る」、「食べる」のつながりを意識し、「人とのつながり」も大切にしてきました。透さんが営んでいる有機野菜を中心とした料理を提供するお店で、ふみさんにからだのつながりを意識し上手にからだを整えるセルフケアについてお話しいただきました。

質問内容：①健康のためにやっていること ②始めたきっかけ ③それをやってよかったこと ④おすすめポイント

ふたかわ

二川 ふみさん（塩沢）

- ①体を動かす時に、一部分だけに負担がかからないようにつながりを意識して体全体を使うこと。体が楽になります。例えば歩く時には、足は胸から伸びていて、足裏は大地からエネルギーをいただくイメージで。また腕を使うときには、肩甲骨や胸骨から腕を伸ばすように。
- ②体の不調を自分で治したいと思い、整体の本を読んだり、ヨガやジャイロキネシスを習い身体の変化を体感したことがきっかけです。
- ③腰痛等で病院や整骨院へ行くことが減りました。
- ④日常の動作をちょっと変えるだけで、気軽にできますよ。



二川 ふみさん 二川 透さん

難病等治療者の皆さんに通院費補助のお知らせ

福祉係

町では、難病や精神疾患、人工透析の治療のために医療機関に通院している皆さんを対象に、通院交通費の一部を補助します。

事業概要

● 対象者

- ① 指定難病による特定医療費支給認定を受けている人
- ② 小児慢性特定疾患のある児童の保護者
- ③ ①・②と同程度で町長が認める人
- ④ 自立支援医療（精神通院医療）支給認定を受けている人
- ⑤ 人工透析を受けている人



● 補助額

- ・自宅から医療機関までの経路から算定した距離 1kmあたり20円（※片道100kmまでを限度）
 - ・実際にかかった経費のうち、交通機関に直接支払った額
- 上記二つのうち、どちらか少ない額の2分の1

●対象期間 令和7年1月から令和7年12月までの通院分

●申請方法

福祉係に申請用紙がありますので、医療機関の通院証明を受けて、申請してください。

※ 本申請にかかる通院証明書発行の費用につきましては、申請者の負担となります

●提出期限 令和8年1月23日(金)まで（期限厳守）

●お問合せ ●町民課 福祉係 電話0267-88-8405

12月3日～9日は障害者週間です

福祉係

障害者週間とは障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者が社会・経済・文化などのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。この機会に障がい者の自立と社会参加へのより一層のご理解とご協力をお願いします。

◇知っていますか？信州パーキングパーミット制度◇

公共施設や店舗などにある障がい者等用駐車区画の適正利用のため県内共通の「利用証」を長野県が交付する制度です。

〈対象者〉身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、その他けが人または病気などがある人（交付基準を満たしている人に交付されます）



車いす使用者用
区画案内表示



車いす使用者以外用
区画案内表示

●お問合せ ●町民課 福祉係 電話0267-88-8405

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

住民係

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において、**全額が社会保険料控除の対象**となります。本年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に納めた保険料が対象です。

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（または領収証書）を添付する必要があります。（この期間内に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）

日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の人に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（**電子データ送付希望の登録をすると書面は郵送されなくなります**）

電子版の利用方法については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

発送時期	対 象 者
令和7年10月下旬から 11月上旬にかけて順次 郵送	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に、国民年金保険料を納付した人 ※1
令和7年10月中旬から 下旬にかけて順次 電子送付	上記 ※1のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人 (電子データ送付対象者の方には書面の郵送は行われません)
令和8年2月上旬 郵送	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人 ※2 〔 令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は除きます。 〕
令和8年1月下旬 電子送付	上記 ※2のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人 (電子データ送付対象者の方には書面の郵送は行われません)

なお、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上、とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう！

立科町の皆さま、こんにちは。

令和7年10月6日、立科町の皆さまに寄り添う不動産屋として新たにスタートいたしました。立科町を中心に、特に空き家のご相談に力を入れてお手伝いしています。

地元で約20年間不動産に携わってきた経験を活かし、一人ひとりのご事情に合わせたご提案をさせていただきます。

住まいのこと、土地のこと、どんな小さなことでも構いません。皆さまの暮らしがより豊かになるよう、心を込めてサポートいたします。どうぞ、お気軽にお声がけください。



ユウカリ不動産

代表：小平 秀和

住所：〒384-2211

長野県北佐久郡立科町

大字茂田井2228番地

TEL：0267-78-5655

営業時間：9:00～18:00

定休日：水曜日、祝祭日、

年末年始

MAIL： QRコードより▶



紙おむつ購入費を補助します

寝たきりや認知症の高齢者や重度の心身障がい者等を在宅で介護されている皆さんの負担軽減を図るため、紙おむつの購入費の一部を予算の範囲内で補助します

●対象者と補助額

町内に住所を有する寝たきり高齢者等で、失禁状態が6か月以上にわたっている者

対 象 者	対象年齢	補助限度額
寝たきり高齢者（要介護3・4・5）	65歳以上	月額5,000円以内
認知症高齢者	65歳以上	月額5,000円以内
病気等の理由により常時失禁状態にある者（要介護1・2）	65歳以上	月額2,500円以内
重度心身障がい者（児）	65歳未満	月額5,000円以内

●対象期間 令和7年1月から令和7年12月までの購入分

ただし、在宅で使用したものに限りです。

施設や病院等に入所（入院）期間中の紙おむつ購入費は対象になりません。

●申請方法 町民課に申請用紙がありますので、対象期間の領収書（おむつ等の購入が明記されているもの）を添付のうえ、申請してください。

●提出期限 令和8年1月16日(金)まで（期限厳守）

●お問合せ 町民課 高齢者支援係 電話 0267-88-8406 福祉係 電話 0267-88-8405



こちら 地域包括支援センターです！

高齢者支援係

クリスマスコンサートを開催します！ ～家庭介護者交流事業～

介護者の皆さん
リフレッシュしませんか？

地域包括支援センターでは、ご家庭で寝たきりや、認知症等の要介護状態にあるご家族を介護されている家庭介護者の皆さんの心身のリフレッシュと家庭介護者同士の交流を目的にクリスマスコンサートを開催します！

今年は、夫婦ユニット“ほほえむ”の息の合った歌とギター演奏をお楽しみいただきます。皆さまのご参加お待ちしております。準備の都合がありますので、参加を希望する方は、12月10日までに、地域包括支援センター（電話 0267-88-8418）までお申し込みください。

開催日時：12月12日(金) 午後1時30分～3時（予定）

会 場：老人福祉センター（集会室）

対 象 者：家庭介護者の皆さん

内 容：クリスマス コンサート と 交流会（お茶会）

出演者 ほほえむ

（ボーカル：今泉由香さん、ギター：眞辺雄一郎さん）

そ の 他：要介護のご家族もご一緒にご来場いただけますので、申し込みの際にお知らせください。

【申込み・問い合わせ】 立科町地域包括支援センター 電話：0267-88-8418



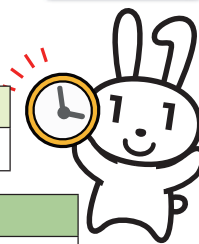
毎週月曜日はマイナンバーカードの受付を 午後7時まで延長しています

住民係

開庁日

※祝日を除きます

月	月曜日(午後7時まで)
令和7年12月	1日、8日、15日、22日



カードに関する事	内 容
カードを作りたい	写真撮影があります。ご本人が来庁してください。
カードを受け取りたい	本人確認があります。ご本人が来庁してください。
すでにカードを持っている	保険証の利用申込み、公金受取口座の登録ができます。
有効期限が切れそう または切れている	更新手続きが必要です。ご本人が来庁してください。
暗証番号を間違えてロックが かかってしまった	暗証番号の初期化(ロック解除)が必要です。ご本人が来庁してください。

※マイナンバーカードの有効期限について、詳しくは広報令和7年9月号14、15ページをご確認ください。

※その他、証明書の発行等については、広報令和7年7月号27ページをご確認ください。

また、持ち物などご不明な点は下記までお問い合わせください。

●お問合せ●町民課 住民係 電話0267-88-8404

“かかりつけ医”を持ちましょう！

高齢者支援係

高齢期になっても、自分らしくいきいきとした生活を送るために「健康」はとても大切です。かかりつけ医は、健康に関することを何でも相談できる身近で頼りになる医師のことです。あなたや家族が気軽に相談できる「かかりつけ医」を普段から持ちましょう。

「かかりつけ医」のメリット

- ① 日常の健康管理の相談に応じてくれます。また介護が必要になったときには、療養上のアドバイスや、介護申請に必要な主治医意見書の作成を依頼できます。
- ② 入院や専門性の高い治療が必要な時に、適切な医療機関(診療科)を紹介してくれます。
- ③ 本人や家族の病状や病歴、家族構成、アレルギーの有無など把握しているので、もしもの時に素早い対応をしてくれます。
- ④ 病気の予防や、早期発見・早期治療にもつながります。

「かかりつけ医」で特定健診が受けられます

立科町の特定健診は、県内の医療機関で受けることができます。(40歳～64歳の国保加入者、後期高齢者医療加入者)あなたの健康を守り、病気の早期発見のためにも特定健診を受けましょう。3月中旬まで受診ができます。特定健診の相談・申込みは、町民課子育て保健係(電話：0267-88-8407)までお願いします

学習会のお知らせ 「知って欲しい 里親制度」

子育て保健係

日 時：12月13日(土) 10時～11時

会 場：中央公民館 研修室

講 師：うえだ里親支援センター 増田浩司氏 (里親リクルーター)

参 加 費：無料

申 込 み：不要



日本には、さまざまな事情で生まれた家庭で暮らせない子どもたちが約4万2千人います。長野県でも、約600人の子どもたちが乳児院や児童養護施設などで生活しています。子どもたちの成長には、そばで見守り、応援してくれる大人の存在が欠かせません。まずは「知ること」から始めてみませんか。里親や特別養子縁組に関心のある方、うえだ里親支援センターの取組を知りたい方など、どうぞお気軽にご参加ください。なお、里親登録を勧誘・強要することは一切ありません。

●お問合せ●町民課 子育て保健係 電話0267-88-8407

10代20代の皆さんへ

ご存知ですか、「プレコンセプションケア」

～いまの自分や未来の自分、そして未来の家族のためにできること～

○プレコンセプションケアとは

「性別を問わず、適正な時期に、性や健康に関する正しい知識をもち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来計画）や、将来の健康を考えて健康管理を行う」という概念です。

○プレコンセプションケアの目的は

- 1 若い世代の人たちが健康になって、質の高い生活を送ること
- 2 若い世代の人たちが将来、より健康になること
- 3 より健やかな妊娠・出産のチャンスを増やして、次世代の子どもたちをより健康にすること

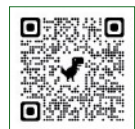
○なぜ、「プレコンセプションケア」が必要なのか

現代社会では、若い女性のやせ・肥満の増加、出産年齢の高齢化などからリスクの高い出産が増えています。男女ともに自分のからだを知り、日々の健康と向き合うことが将来の健やかな生活、将来の目標をかなえることにつながります。

○生活習慣を見直してみよう！

男女ともに、「自分の適性体重を知る」など体重管理や、食生活、たばこ、アルコール、ストレスなど日々の生活習慣が体を作ります。プレコン・チェックシートで自分自身が健康でいる方法を見つけましょう。

プレコン・チェックシートはこちら



国立研究開発法人
国立成育医療センター

こどもに関する総合相談窓口

電話番号 0267-88-8407

妊娠・出産/子育て/家庭（虐待等）

お子さん本人からの相談もこちらから

農林係

農家の皆さんへ

農業経営収入保険の補助制度を

ご利用ください

長野県農業共済組合では、さまざまなリスクによる収入減少を補てんする農業経営収入保険事業の加入申し込みを受け付けています。

町では、町内の農家の皆さんが収入保険に加入しやすいよう、災害に強い産地づくり推進事業として、保険料の補助を実施しています。

（内容等）

1. 補助対象経費は、「収入保険加入者が負担する掛捨て保険料に要する経費」です。
2. 補助率は1/3以内です。ただし、補助額の上限については次のとおりです。
 - ・農業法人は上限なし
 - ・認定農業者、認定新規就農者は10万円
 - ・その他農業者は5万円
3. 補助金の申請は、長野県農業共済組合が基準収入金額再算定後の保険料を基に一括で申請を行いますので、個人で申請する必要はありません。
4. 令和8年収入保険の加入申し込み期限は、令和7年12月26日（金）までです。

農家の皆さんには、是非この機会に収入保険への加入についてご検討ください。

※農業経営収入保険の加入には、青色申告をするなどの要件があります。

詳しい内容については、長野県農業共済組合 佐久支所（0267-58-2580）までお問い合わせください

NOSAI長野ホームページQRコード

●補助金についてお問合せ

産業振興課 農林係 0267-88-8408